

議案第39号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「令和2年6月1日から同年8月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「市長等」を「市長、副市長及び教育長」に改め、同項第1号中「100分の50」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の90」に改める。

附則第3項中「第3条第1項各号」を「第3条第1項第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため提案するものであります。